

子発 0914 第 1 号
令和 4 年 9 月 14 日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）がより効果的に指導監督を図る観点から、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、「認可外保育施設指導監督の指針」をお示ししてきたところであるが、先般、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）が公布され、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（令和 4 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号・障発 0615 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）の第二で示す改正法の主な内容のうち、一の 8（認可を受けていない保育施設等の設置者に関する情報等の提供の求め等に関する事項）について、令和 4 年 9 月 15 日から施行されることを踏まえ、今般、当該指針の一部を別紙 1 のとおり改正し、令和 4 年 9 月 15 日から適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、本改正に伴い、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和 3 年 4 月 30 日付け子発 0430 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別紙 FAQ について、別紙 2 のとおり更新したので、御了知願いたい。

なお、令和 5 年中を目途に、各都道府県が公表する情報の利便性向上の観点から、認可外保育施設の事業停止命令に係る情報の公表や自治体間の共有に当たっては、独立行政法人福祉医療機構が運営する子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）の各施設情報において、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別のほか、受けたことがある場合にはその処分の内容等を新たに掲載するためのシステム改修を行うことを予定している（当該改修は令和 5 年度予算要求中の内容である）。これにより、当該情報を利用する者の利便性向上にも資することとなるが、

その運用開始は令和5年度以降を予定しており、運用開始の目途が立ち次第、改めて当該指針の改正を行う予定である旨併せて御了知願いたい。加えて、当該運用の前提として、各都道府県が届出を受けた認可外保育施設の情報を、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に遺漏なく掲載いただくことが重要であることから、改めてその運用を徹底願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

このFAQでは、
都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長並びに都道府県から指導監督権限を委譲されている市町村の長を「都道府県知事等」
都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市並びに都道府県から指導監督権限を委譲されている市町村を「都道府県等」
都道府県等及び都道府県等以外の市町村を「自治体」という。

No.	問	答
1	令和3年2月19日に取りまとめられた社会保障審議会(児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会)の提言を受けた主な改正事項の内容如何。	<p>①わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても事業停止命令を発令することを「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。)に明記</p> <p>②認可外保育施設の届出事項等に施設の設置者の過去の事業停止命令等の有無を追加(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)改正)</p> <p>③勧告又は命令の対象となる施設に関する情報の都道府県等間の提供を可能とする規定のほか、事業停止命令又は施設閉鎖命令をした旨の公表を可能とする規定の追加(児童福祉法(昭和22年法律第164号)改正)を行った。</p> <p>上記のほか、マッチングサイトガイドラインについて、登録時の面談や届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供等の内容を追加するなどの見直しを行った。</p>
2	ベビーシッターに対し事業停止命令等の発令を行うに当たっての考え方は示されるのか。	<p>令和3年4月30日付けで通知を改正し、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象の考え方について以下のとおりとした。</p> <p>第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象 以下のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。(法第59条第5項参照)</p> <p>① 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき</p> <p>② 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき</p> <p>③ 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき</p> <p>(留意事項27) 特に、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。)が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、原則として当該施設に対し事業停止命令を行うこと。</p> <p>この場合の事業停止命令の期間については、保育士の欠格事由に関する規定を踏まえ、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年までの期間」と設定することが合理的であること。</p>
3	事業停止命令等の発令に当たり、対象となる施設の設置者が勾留中だった場合の弁明の機会の付与の方法はどのようなものが考えられるか。	事業停止命令等の対象となる施設の設置者が、逮捕、勾留その他の処分により収容されている場合は、当該施設の設置者に通知が到達するよう刑事施設(刑務所、拘置所、警察署等)に依頼し行うことが考えられる。

No.	問	答
4	事業停止命令の期間について、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年までの期間」とあるがその考え方如何。また無期限の事業停止（施設閉鎖命令）を発令することは可能か。	<p>現在の保育士の欠格事由を踏まえ、左記の期間が合理的であるとする。</p> <p>また施設閉鎖命令については、児童福祉法上は、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に対しても発令可能であるものの、わいせつ行為等を理由として発令できるかについては、他の資格制度においても、現行法上、わいせつ行為等を行い、刑に処せられた場合でもその執行から一定期間後に刑が消滅することなどの均衡上、法制的に難しいものと考えられていることを踏まえると困難であるとする（専門委員会とりまとめP5参照）。</p> <p>なお、令和4年6月の児童福祉法改正により、保育士の欠格事由に係る登録禁止期間について一部改正が行われており、令和5年4月1日より施行されることから、同日からの取扱いについては、今後、必要な整理を行った上で改めてお示しする予定である。</p> <p>◆児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第18条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。 一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p>
5	問題となる行為が行われた後、事業停止命令を発令する前に施設の設置者が廃止届を提出した場合の対応はどうか。	<p>児童福祉法第59条第5項の事業停止命令等は、同条第1項に規定する施設に対して命ずることができることとされており、同条第59条の2第1項に規定する届出の有無に関わらず発令できるものであるから、廃止届を提出された後であっても発令は可能である。Q9にもあるとおり、事業停止命令等を受けた施設の設置者が他の都道府県等で再度施設を設置した場合で、当該他の都道府県等が当該施設に対して事業停止命令等を検討することとなった場合等には、厚生労働省が作成するデータベースを参照し、過去の事業停止命令等の有無を改めて確認することとなるため、廃止届提出後であっても、事業停止命令の発令及びデータベースへの登録を検討されたい。</p>
6	A県で事業停止命令を受けたベビーシッターが事業停止命令の期間中にB県に転居し、届出をした場合、A県の事業停止命令はB県においても有効か。	<p>児童福祉法上、A県の事業停止命令はA県の管轄内において有効なものと解される。</p> <p>そのうえで、A県における事業停止命令の基礎となる事実関係等を踏まえ、B県においても当該ベビーシッターに対する事業停止命令の発令を検討することが妥当と考えられる。</p> <p>具体的な手続きとして、届出事項として定める「過去の事業停止命令等の有無」又は厚生労働省が作成するデータベースの掲載情報から、B県は過去にA県で事業停止命令を受けたベビーシッターを把握することが可能となる。</p> <p>この際、B県はA県から当該命令に関する関係資料等の移送を受け、B県の児童福祉審議会の意見を聴くとともに弁明の機会を付与するなどした上で、事業停止命令を改めて発令する。</p> <p>また、当該シッターが過去の事業停止命令等の歴を隠匿して届出してきた場合は、当該事実が判明した際に法第62条の4に規定する過料を科し、かつ、上記と同じ手続きを踏んだ上で、事業停止命令を発令する。</p>

No.	問	答
7	社会保障審議会(児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会)の提言はベビーシッターを対象としていたところ、令和3年4月の児童福祉法施行規則改正の内容はベビーシッター以外も含むのか。	<ul style="list-style-type: none">・ベビーシッター以外の認可外保育施設についても、届出さえ行えば設置運営が可能であり、施設の設置者が事業停止命令等を受けたか否かという情報が、利用者の選択・利用において極めて重要な情報である点においては違いがなく、ベビーシッターとその他の施設類型で取扱いに差を設ける合理的理由はない。・加えて、施設の設置者は当該施設が提供する保育サービス全体についての方針を決定する立場にあり、その施設の在り方に影響を与える部分が大いことを考慮すれば、設置者の事業停止命令等の歴の有無を確認する必要性は高いと考えられる。・さらに事業停止命令等に至るまでに改善指導・改善勧告を行い、なお状態が改善されないような極めて悪質な場合に事業停止命令等に至ることを考えると、事業停止命令等を受けたことがある施設の設置者というのは、保育の質についておざなりに捉えている可能性は極めて高く、今後別の施設を設置運営する場合に指導監督権限がある都道府県知事等が重点的な指導監査を行うために、過去の事業停止命令等の歴は必要性のある情報と言える。・以上のことから、認可外保育施設の設置者について、類型問わず、事業停止命令等の歴の届出を求めることとした。
8	複数人のベビーシッターを抱える事業者に対して事業停止命令又は施設閉鎖命令を出した際、当該事業者の設置者が別途個人ベビーシッター等として届出をした場合、この届出には事業者として受けた事業停止命令又は施設閉鎖命令の内容は記載するのか。	設置者であれば記載することとなる。
9	事業停止命令歴が公表されたベビーシッターが廃止届を提出した場合、厚生労働省で作成するデータベース上での取扱いはどうなるか。また当該ベビーシッターが再度事業を再開した場合はどうなるか。	厚生労働省が作成するデータベースへの情報掲載期間は設定しないため、廃止届が提出されたあとも当該ベビーシッターの情報はデータベースに残り続けることとなる。これにより、当該ベビーシッターが再度事業を再開した場合もデータベースを閲覧することにより確認が可能となる。